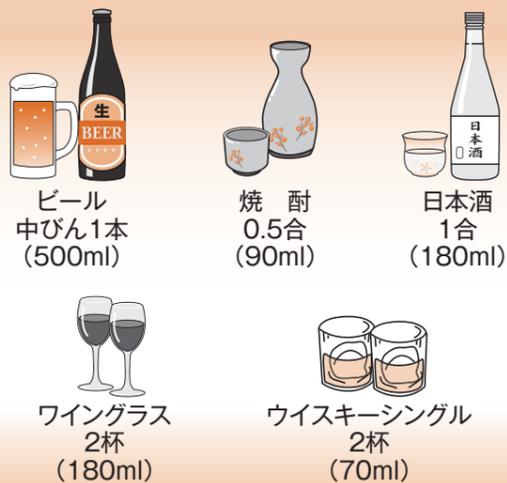


主なお酒の適量の目安

純アルコール量 20g はこれくらいです。



年末年始は、お酒に接する機会が多くなる時期です。お酒のアルコールについて知り、適量を守って、上手につきあいましょう。

アルコールの1日当たりの適正な量は、個人差もありますが、おおむね純アルコール量で20gとされています。

お酒は適量を！

体の中に入ったアルコールは大部分が肝臓で分解されます。肝臓は、純アルコール量20gであれば3～4時間で処理できます。ただし個人差があり、お酒に弱い人、女性や高齢者をもっと時間がかかります。また、分解処理は1日60gが限界と言われています。長時間の飲酒や多量の飲酒は、肝臓に長時間負担を与えるだけでなく、アルコール分解が追いつかず体内に残ってしまうため、二日酔いの原因になります。きりなく長い飲み続けは控えましょう。

控除額の計算方法

(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約などの場合

- ①介護医療保険料控除 控除額(上限) 28,000円
 - ②一般生命保険料控除 控除額(上限) 28,000円
 - ③個人年金保険料控除 控除額(上限) 28,000円
- ※①+②+③の控除額上限は70,000円

■控除額の計算式

年間の支払保険料	控除額
12,000円以下	支払保険料の金額
12,000円超 32,000円以下	支払保険料×1/2+ 6,000円
32,000円超 56,000円以下	支払保険料×1/4+ 14,000円
56,000円超	28,000円(上限)

(2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約などの場合

- ①一般生命保険料控除 控除額(上限) 35,000円
 - ②個人年金保険料控除 控除額(上限) 35,000円
- ※①+②の控除額上限は70,000円

■控除額の計算式

年間の支払い保険料など	控除額
15,000円以下	支払保険料の金額
15,000円超 40,000円以下	支払保険料×1/2+ 7,500円
40,000円超 70,000円以下	支払保険料×1/4+ 17,500円
70,000円超	35,000円(上限)

(3) (1)・(2)の双方の保険契約にかかる控除がある場合

控除額は(1)と(2)のそれぞれの計算式で求めた合計額
※各控除の上限は28,000円で、合計額の上限は70,000円

来年度の町・県民税の生命保険料控除が変わります。

平成25年度から適用となる町・県民税(個人住民税)の生命保険料控除が改正されました。
平成24年1月1日以後に締結した保険契約などについては、従来の一般生命保険料控除と個人年金保険料控除に加え、介護医療保険料控除が新設され、適用限度額は各28,000円、合計適用限度額は70,000円になります。
なお、平成23年12月31日以前に締結された保険契約などについては、従前の一般生命保険料控除と個人年金保険料控除が適用されます。(適用限度額各35,000円、合計適用限度額は70,000円)



税務課課税係
7211128



山都警察署・署協議会だより

山都警察署 TEL72-0110

熊本県警のホームページ
<http://www.police.pref.kumamoto.jp/>
管内の犯罪・交通事故の発生状況、県警からのお知らせ等が掲載中です。

平成24年度第2回山都警察署協議会の開催

11月16日(金)、山都警察署において本年度2回目の署協議会を開催しました。



今回は、管内の5つの駐在所に勤務する警察官から、各管内の犯罪・交通事故の発生状況や業務の取組みについて説明を受けました。

また、協議会終了後は実際に駐在所を訪問し、施設の見学や駐在所夫人との意見交換を行いました。初めて見聞きする駐在所の業務に質問は尽きず、予定時間を大幅に延長するなど、有意義なものとなりました。



年末・年始の犯罪や交通事故を防止しましょう

年末年始は次のことが懸念されます。

- 金融機関・コンビニなどを狙った強盗事件
- 繁忙期に乗じての空き巣・忍込み等の侵入犯罪
- ◆ 飲酒の機会が増えて飲酒運転による重大な事故の発生
- ◆ 凍結道路でのスリップ事故の発生

このため、警察では、年末年始における警戒活動を強化するとともに、関係機関や防犯・交通ボランティアなどの皆さんたちと協力して各種犯罪・交通事故の未然防止に取り組みます。

皆さんもご家庭や職場で、犯罪や事故の当事者とならないようお互いに注意し合うなど、ご協力をお願いします。



犯罪・交通事故発生状況(管内)

事件・事故	24年(1～10月末)
刑法犯	33件(31件)
人身交通事故	29件(33件)

※○内は昨年同時期の発生件数

公的年金収入のある方の確定申告

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告をする必要はありません。

ただし、この場合であっても、
① 所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

② 住民税の申告が必要な場合があります。
詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧いただくか、最寄りの税務署へご相談ください。熊本東税務署(電話0961-691566)
※自動音声案内に従い、「2」を押して下さい。

電子証明書の更新手続きはお済ですか

電子証明書とは、国税電子申告・納税システム(e-Tax)及び地方税ポータルシステム(eLTAX)をはじめとしたインターネットを利用して行政手続を行う際に、本人確認の役割を果たすものです。有効期限は発行日から3年です。期限間近の方や既に期限を過ぎていらっしゃる方については、窓口での更新手続きが必要です。

詳しくは、公的個人認証サービスポータルサイト (<http://www.jpki.go.jp>) をご覧ください。
※更新手続きには本人確認書類のほか、発行手数料が必要です。